

外来診療の改悪で賃上げ財源を確保か

政府が進める医療DXへ誘導する改定目立つ

長崎 保険医新聞

発行所
長崎県保険医協会
長崎市恵美須町2-3-2 F
長電 電話 095(825)3829
FAX 095(825)3893
Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp
発行人 本田孝也
定価 1部 250円
年間 3,000円

2024年度診療報酬改定に向けて、中医協では個別改定項目(いわゆる短冊)の議論が行われています。1月31日時点では具体的な点数は公表されていませんが、特徴的な改定内容を医科歯科毎に紹介します。

【医科】 特定疾患対象患者見直しへ 生活習慣病管理料へ誘導

生活習慣病管理料へ誘導

○基本診療料の引き上げ 標準的な感染防止対策を日常的に講じることが必要なことから、初診料・再診料と外来診療料の引き上げを実施します。

○外来・在宅ベースアップ評価料 プ評価料(Ⅰ)は病院・有床診療、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)は無床診療で算定。勤務する看護職員、薬剤師その他の医療関係職種の賃金の

改善を実施している場合の評価。初診、再診、訪問診療時に算定します。基本給や手当、賞与などのうち、対象とする賃金項目を特定した上で賃上げを実施し、基本給や手当を引き上げることで処遇改善を図ることを原則とします。

○入院ベースアップ評価料 外来・在宅ベースアップ評価料でカバーし切れ

2024年診療報酬改定は
6月1日に実施
新点数検討説明会は
5月連休明けに実施予定
～スタッフの方にもお知らせ下さい～
協会は、対面での新点数検討説明会を重視し、5月に医科：長崎・佐世保・諫早・島原、歯科：長崎・佐世保で行います。検討説明会も一定期間配信します。なお、改定時に配布しているテキストは3月下旬に送付します(詳細は2面)。

ない賃上げの原資を配分するため、病院や有床診療向けに新設する。賃上げの対象職種(給与総額に占める外来・在宅ベースアップ評価料の算定額の割合に応じて、適切な点数を算定します)。

○特定疾患療養管理料 対象疾患から、糖尿病・脂質異常症・高血圧を除外します。

○生活習慣病管理料 従来の医学管理、検査注射、病理診断の一部を包括した(Ⅰ)に加え、検査等が包括されない(Ⅱ)を新設。外来管理加算は包括され算定できません。

○生活習慣病管理料Ⅰ(生活習慣病管理料Ⅰ) 療養計画書を簡素化し、令和7年から運用開始される予定の電子カルテ情報共有サービスを活用することで、記載事項や療養計画書の作成及び交付が不要になります。

○生活習慣病管理料Ⅱ(生活習慣病管理料Ⅱ) 28日以上長期投薬及びリフィル処方箋の交付が可能であることを院内掲示してください。

○生活習慣病管理料Ⅰ(生活習慣病管理料Ⅰ) 28日以上長期投薬及びリフィル処方箋の交付が可能であることを院内掲示してください。

主な記事

- 5月連休後に医科歯科新点数検討説明会……………2面
- 税務調査アンケート結果……………3面
- 保険連第51回定期大会……………4面
- いい歯デークイズ&アンケート結果……………5面
- 連載「私の目線」……………6面
- 保険医厚生会 福利厚生事業も新たに展開……………7面
- 保険医がん保険申込み受付中……………8面

病の診断と治療のため、歯科受診の推奨(Ⅰ)(Ⅱ)の相互算定は、10カ月以内の期間において算定できない」との規定が設けられています。

○データ提出加算 慢性疾患にかかわる外来点数の改編は、医療機関の経営を左右する。そのような中、データ提出加算の届け出・算定の有無でも収入が大きく変わります。特定疾患療養管理料で外来管理加算52点を算定していたことからすると、これだけでも大幅減収が予測できます。2024年度診療報酬改定前に届け出事務をスタートさせておくことも有効です。直近の届け出締め切りは2024年2月20日です。この状況を改善するために、外来データ提出加算の届け出も一つの方策です。

○特定疾患処方管理加算 「Ⅰ」は廃止。特定疾患処方管理加算2については、リフィル処方箋を発行した場合も算定を可能とします。糖尿病・脂質異常症・高血圧は対象疾患から除外します。

この1月26日に中医協に提出された個別改定項目で、歯科分を以下に抜粋して紹介します。それ以外で目立つものとしては、「金属材料の単冠補綴物がクラウン・ブリッジ維持管理料から外れること」「抜髄の際の麻酔薬剤料が算定可能になること」「歯科矯正相談料が新設されたこと」があります。

○初再診料の点数引き上げ

【歯科】 「外来環」廃止 医療安全対策・感染対策の2つの加算に改編

○外来環を、歯科外来診療医療安全対策加算、

○初再診料の点数引き上げ

○技術料の引き上げ

○特定疾患療養管理料Ⅰ(生活習慣病管理料Ⅰ) 療養計画書を簡素化し、令和7年から運用開始される予定の電子カルテ情報共有サービスを活用することで、記載事項や療養計画書の作成及び交付が不要になります。

○生活習慣病管理料Ⅱ(生活習慣病管理料Ⅱ) 28日以上長期投薬及びリフィル処方箋の交付が可能であることを院内掲示してください。

能登半島地震 救援募金へのご協力のお願い

今もなお被災した医療機関は休診せざるを得ず、非常に困難な状況に追い込まれています。協会・保団連では支援活動に取り組んでいます。

ゆうちょ口座
記号番号：00160-0-140346
加入者名：全国保険医団体連合会
※同封の郵便振替用紙をご活用下さい。

他銀行から振込
銀行名：ゆうちょ銀行 (9900)
店名：〇一店 (019)
種別：当座 口座番号：0140346
口座名：ゼンコクホケンイダントアイレンゴウカイ

※本募金は税務上の寄付金等の控除対象とはなりません。「募金特別会費」として税務上の必要経費にできます。

○初診料、再診料、歯科特定疾患療養管理料、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料に「情報通信機器を用いた場合」を追加

○小児口腔機能管理料、口腔機能管理料の点数の見直し

○訪問歯科衛生指導は点数の引き上げ。複数の衛生士の訪問に算定を新設

○要件の追加、見直し等 SPTにハイリスク加算を新設

○点数の新設

○口腔機能指導加算を新設

○技術料の引き上げ

○特定疾患療養管理料Ⅰ(生活習慣病管理料Ⅰ) 療養計画書を簡素化し、令和7年から運用開始される予定の電子カルテ情報共有サービスを活用することで、記載事項や療養計画書の作成及び交付が不要になります。

○生活習慣病管理料Ⅱ(生活習慣病管理料Ⅱ) 28日以上長期投薬及びリフィル処方箋の交付が可能であることを院内掲示してください。

保険医厚生会福利厚生事業の利用を

衛生材料の販売、個人用放射線測定器の斡旋(詳細は7面)